

該当部分	改正後	現 行
第1章 第2節 資料2-2 2の(1)(2)	第1章 総則 第2節「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等」 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本県において必要な防護措置について整備する。 </div>	第1章 総則 第2節「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等」 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <u>対策指針において今後検討される「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本県において必要な防護措置について整備する。</u> <u>※PPAの範囲、防護措置の内容等については、原子力規制委員会において検討中のため、対策指針の見直し後記載</u> </div>
第1章 第2節 第2 資料2-2 2の(1)(2)	第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域	第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 <u>（PPA：Plume Protection Planning Area）</u> <u>UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合があるとされている。</u> <u>プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。</u> ※ PPAの範囲、防護措置の内容等については、原子力規制委員会において検討中のため、対策指針の見直し後記載予定

該当部分	改正後	現 行
<p>第1章 第3節 第1 資料2-2 1</p>	<p><u>UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。</u></p> <p>第1章 総則 第3節「緊急事態区分及び緊急時活動レベル」 第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。（別表1参照）</p> <p><u>第2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策</u></p> <p><u>事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、特定原子力施設という）に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL（別表1）に準拠する。なお、EAL3の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とされた。</u></p>	<p>第1章 総則 第3節「緊急事態区分及び緊急時活動レベル」 第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。（別表1参照）</p>

該当部分	改正後				現 行			
	上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。				上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。			
	区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)	区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
	事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な要配慮者_____等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階	事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な避難行動要支援者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
措置の概要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放	措置の概要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域にお	

該当部分	改正後				現 行			
				出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施				出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施
	<u>福島第一原子力発電所に係る住民防護措置の例</u>	<u>避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を準備する。</u>	<u>避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。</u>	<u>避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。</u>				
第1章 第5節 第3 資料2-2 2の(1)(2)	第1章総則 第5節「計画の基礎とするべき原子力災害の想定」 第3 予測される影響				第1章総則 第5節「計画の基礎とするべき原子力災害の想定」 第3 予測される影響 <u>1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲</u> <u>対策指針による「原子力災害対策重点区域」では、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、予防的防護措置を準備する地域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）として、それぞれ、原子力施設から概ね半径5km及び30kmが目安とされた。また、ブルーム通</u>			

該当部分	改正後	現 行
第2章 第3節 第1 資料2-2 2の(4)(5)	<p>1 本県における具体的影響、想定等</p> <p>(2) 想定</p> <p><u>UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が施設の状態等を踏まえて防護措置の必要性を判断するため、県及び市町は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避を実施する必要がある。</u></p> <p><u>なお、プルームの通過後には、国の緊急時モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会により更なる防護措置の必要性が判断されるため、県及び市町はOILに基づく防護措置を講じる。</u></p> <p>第2章 予防</p> <p>第3節「避難活動体制等の整備」</p> <p>第1 避難体制等の整備</p> <p>1 <u>避難等の準備</u></p> <p><u>県（県民生活部）は屋内退避の指示が出された市町と連携し、避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町に対し避難者の受け入れについて協力を要請する。</u></p>	<p><u>過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）の検討についても示されている。</u></p> <p>2 本県における具体的影響、想定等</p> <p>(2) 想定</p> <p><u>UPZ外においても、プルーム通過時には放射性物質の被ばく等の影響などが想定されることから、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置を想定する必要がある。</u></p> <p><u>※具体的影響については、原子力規制委員会においてPPAの範囲等が検討中のため、対策指針の見直し後記載予定</u></p> <p>第2章 予防</p> <p>第3節「避難活動体制等の整備」</p> <p>第1 避難体制等の整備</p> <p>1 <u>避難計画の策定等</u></p> <p><u>県（県民生活部）は、避難計画を策定するとともに、国（安全規制担当省庁、文部科学省）、県警察、原子力事業者、県バス・タクシー協会等関係団体の協力のもと、市町が策定する屋内退避及び避難誘導計画の策定について必要な支援を行う。</u></p>

該当部分	改正後	現 行
	<p>なお、<u>避難先の検討</u>に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の<u>要配慮者</u> <u>関連施設</u>の入院患者、入所者をはじめ<u>要配慮者の避難</u> について、十分配慮する。</p> <p>2, 3略</p> <p>4 安定ヨウ素剤の投与体制の整備</p> <p>県（県民生活部・保健福祉部）及び市町は、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布・服用を行うため、緊急時の手順や体制を整備する。</p> <p>市町は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。</p> <p><u>なお、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の配布・服用が必要と判断し、国の原子力災害対策本部又は県（県民生活部・その他各部局）及び市町が服用の指示を出した場合には、県は国が準備する安定ヨウ素剤を市町に配布する。</u></p>	<p>なお、<u>避難計画の策定等</u>に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の<u>避難行動要支援者</u>関連施設の入院患者、入所者をはじめ<u>避難行動要支援者の避難</u> について、十分配慮する。</p> <p><u>※避難計画の策定については、原子力規制委員会においてP P Aの範囲等を検討中</u></p> <p>2, 3略</p> <p>4 安定ヨウ素剤の投与体制の整備</p> <p>県（県民生活部・保健福祉部）及び市町は、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布・服用を行うため、緊急時の手順や体制を整備する。</p> <p>市町は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。</p> <p><u>※安定ヨウ素剤の配備等については、原子力規制委員会においてP P Aの範囲等を検討中</u></p>

該当部分	改正後	現 行
第3章 第4節 第3 資料2-2 2の(5)	<p>第3章 応急対策</p> <p>第4節「屋内退避・避難誘導等」</p> <p>第3 安定ヨウ素剤の服用等</p> <p>1 安定ヨウ素剤の配布</p> <p>市町は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、_____関係機関と連携し、安定ヨウ素剤を住民に配布する。</p> <p>県（県民生活部）は、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、安定ヨウ素剤が県民に確実に配布されるよう市町に対し必要な支援を行う。</p> <p><u>なお、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の配布・服用が必要と判断し、国の原子力災害対策本部又は県（県民生活部・その他各部局）及び市町が服用の指示を出した場合には、県は国が準備する安定ヨウ素剤を市町に配布する。</u></p> <p>2 安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>市町は、適切な服用場所において、医師等専門家の指示のもと、住民等が速やかに服用できるよう指示する。</p> <p>県（保健福祉部）は、住民等が速やかに服用できるよう市町を支援する。</p>	<p>第3章 応急対策</p> <p>第4節「屋内退避・避難誘導等」</p> <p>第3 安定ヨウ素剤の服用等</p> <p>1 安定ヨウ素剤の配布</p> <p>市町は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、<u>あらかじめ定められた配布計画に基づき</u>、関係機関と連携し、安定ヨウ素剤を住民に配布する。</p> <p>県（県民生活部）は、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、安定ヨウ素剤が県民に確実に配布されるよう市町に対し必要な支援を行う。</p> <p>2 安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>市町は、適切な服用場所において、医師等専門家の指示のもと、住民等が速やかに服用できるよう指示する。</p> <p>県（保健福祉部）は、住民等が速やかに服用できるよう市町を支援する。</p> <p><u>※安定ヨウ素剤の配布等については、原子力規制委員会においてP P Aの範囲等を検討中</u></p>

該当部分	改正後	現 行
第3章 第4節 第5 資料2-2 2の(6)	第3章 応急対策 第4節「屋内退避・避難誘導等」 第5 県外からの避難者の受入 原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣の住民が本県に避難することが予想される。 (省略) なお、県外からの避難者の円滑な受入れのため、 <u>近隣県が策定する広域避難計画等に基づき、近隣県等の災害対策本部等と情報交換や職員の受入れに努めるとともに、可能な範囲で、近隣県がUPZ外で行う避難退域時検査及び簡易除染への協力を行う。</u>	第3章 応急対策 第4節「屋内退避・避難誘導等」 第5 県外からの避難者の受入 原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣の住民が本県に避難することが予想される。 (省略) なお、県外からの避難者の円滑な受入れのため、 <u>近隣県等の災害対策本部等と情報交換や職員の受入れに努めることとする。</u>
第3章 第7節 第1 資料2-2 2の(3)	第3章 応急対策 第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保 第1 食品等の安全性の確認 原子力災害が発生した場合、県（環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部・農政部）は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、モニタリング実施計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。 また、飲食物の摂取制限の実施に当たっては、 <u>県の環境放射線モニタリングの結果や国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達し、</u>	第3章 応急対策 第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保 第1 食品等の安全性の確認 原子力災害が発生した場合、県（環境森林部・保健福祉部・産業労働観光部・農政部）は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、モニタリング実施計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質の測定を実施する。 また、飲食物の摂取制限の実施に当たっては、 <u>国の緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達し、こ</u>

該当部分	改正後	現 行
	<p>これらの地方公共団体が住民等へ周知しなければならないとされており、<u>当該地域における飲食物中の放射性核種濃度の測定については、県は、国から示される検査計画等のガイドラインに基づき検査計画を策定し、検査を実施する。</u></p> <p>なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。</p>	<p>これらの地方公共団体が住民等へ周知しなければならないとされている。</p> <p>なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。</p> <p><u>※UPZ外における国、地方自治体の役割分担等については、原子力規制委員会において検討中のため、対策指針の見直し後記載予定</u></p>